

基本方針4

夢と希望に向かって学び続ける教育の実現

子どもから高齢者まで、県民一人一人の夢や希望を実現するために、生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざします。

そのために、「いつでも」「どこでも」学べる環境づくりに取り組み、学習に関する情報提供や相談が行える体制づくりを進めるとともに、学んだことを地域社会に還元できる機会の充実に取り組みます。

また、生涯にわたってスポーツに取り組める環境の整備を推進するとともに、地域の伝統文化や文化財を活用した学びや文化芸術活動のための生涯学習関連施設の充実に取り組みます。

1 多様なニーズに対応した学習機会の提供

県民の学習意欲を高めるとともに、県民に満足を与える学習機会を提供するため、質の高い生涯学習情報を提供する体制づくりを進めます。

日本語指導が必要な児童生徒を支援するためのネットワークを作り、帰国・外国人児童生徒が、早期に効果的な日本語教育を受けられ、生き生きと学校生活を過ごすことができるようになります。

施策1 【学習支援体制の充実】

現 状

- 多様な学習情報を提供するために、県と市町村及び県内生涯学習関連施設が連携し、収集した生涯学習情報をデータベースとして集積し、インターネットを利用して情報を発信しています。
- 生涯学習情報システムでは、人材・指導者、団体・サークル、施設、視聴覚教材、マナビィセンター図書情報、講座・イベントの6種類の情報を県民に提供しています。
- マナビィセンター（総合教育センター1階）では、学習相談コーナー、図書コーナー、視聴覚ライブラリー等を設け、県民への学習支援を行うとともに、マナビィセンター主催講座をはじめ各種講座を開設しています。（平成27年度マナビィセンター来館者数：50,819人、主催講座・参加者数：16講座・2,888人）

課 題

- 多様な学習機会を提供するため、県内の高等教育機関等や市町村教育委員会との連携を強化し、人材・指導者、団体・サークルの新規登録者数を増やしていく必要があります。

今後の取組

- 生涯学習情報システムでは、県民に新しい情報が提供できるように、県内の生涯学習に関する情報を収集し、随時ホームページを更新していきます。

- マナビィセンターにおいては、県民の生涯学習の拠点となるように主催講座の充実と学習支援体制の強化を図っていきます。

施策2 【帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実(再掲)】

現 状

- 今日の急速なグローバル化が進展する時代にあって、保護者の転居等により、海外からの児童生徒を学校へ受け入れることも急激に増えており、これに伴って日本語の理解力が壁となって学校の授業についていけないケースが生じています。
- 本県の帰国・外国人児童生徒は、県下全域に散在しており、平成22年5月、97人だったものが、平成28年5月には、378人と増加傾向にあります。
- 日本語指導が必要な児童生徒の母国語は、中国語が多く、ついでフィリピーノ語、マレーラー語、韓国語となっており、アジア国籍が7割を占めています。

課 題

- 学習指導要領には、「海外から帰国した児童生徒等については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと」とあり、帰国・外国人児童生徒に対する教育は、より一層必要となっています。
- 帰国・外国人児童生徒には、日本語が話せない児童生徒が多く、初期段階で日本の学校や学習の仕方等について説明することが必要です。
- 日本語指導には特殊なノウハウが必要となるため、指導者の育成が必要となります。また、各種関係団体とのネットワーク作りを進めることが大切です。

今後の取組

- 市町村と連携を図りながら早期に正しい日本語指導を行う体制を築くことで、帰国・外国人児童生徒が早く学校生活に適応し、学力を向上させることができるように支援します。
- 帰国・外国人児童生徒と共に学ぶことによって、学級の他の児童生徒も異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるよう、学習活動の工夫改善に努めます。
- 大学や各種関係団体等とのネットワークを構築し、日本語指導者や通訳等、県内の有能な人材を有効に活用することで、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行います。

2 学びの環境の充実

生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざすための取組を、文化の森総合公園各館をはじめ生涯学習に関する各施設において推進します。

文化の森総合公園各館においては、文化や芸術に直接ふれあう機会の充実を図り、子どもから高齢者、障がいのある方々まで幅広く多くの県民に足を運んでいただける新鮮で魅力ある事業を実施します。

また、子どもから高齢者まで様々なライフステージ等に応じた学習環境を提供するため、公民館等の社会教育施設間の連携を進めます。

施策 1 【文化の森総合公園文化施設の充実】

現 状

- 文化の森総合公園は、全国的にも類をみない「複合型文化施設」として開設され、20周年を迎えた平成22年11月には、「鳥居龍藏記念博物館」を加え、図書館、博物館、近代美術館、文書館、二十一世紀館と合わせて6館体制となりました。
本県の芸術・文化の中核施設として、平成28年度には、来館者が2,000万人を突破しました。
- 県立図書館においては、県内の図書館と連携し、「とくしまネットワーク図書館」を構築し、いつでもどこからでも県内公共図書館の蔵書の検索や、県立図書館資料のインターネットを通しての予約が可能となっています。
- 図書館、博物館、文書館においては、資料のデジタルコンテンツ化を進め、文化の森所蔵資料のICTによる活用環境の充実を図りました。
- ユニバーサルミュージアム事業や文化の森25周年事業において、わかりやすい案内板の設置や多言語表示などを行い、障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい施設整備を進めました。

課 題

- 文化の森の所蔵する膨大な資料を、生涯学習の資料として活用が進むよう、一層の創意工夫が求められています。
- 開館26年が経過し、展示施設の更新や建物・設備の改修・修繕が必要となってきてています。

今後の取組

- 文化の森総合公園各館においては、資料の継続的な収集に努めるとともに、調査研究の成果を生かした普及教育活動を積極的に進めます。また、県内外施設や民間との連携により、幅広い層の県民に親しまれる魅力ある企画展を実施します。
- デジタルコンテンツを効果的に活用し、文化の森の所蔵資料の活用を推進します。
- 障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい施設となるよう、一層、施設のユニバーサル化を進めます。
- 「とくしまネットワーク図書館」のシステムを更改し、検索速度の向上をはじめ、高齢者・障がい者にもやさしい画面や機能の導入など、図書館利用者の利便性の向上やサービスの充実を図ります。
- 図書館開館100周年を記念する行事を実施するとともに、子どもの本やデジタル資料の充実、専門性の強化などにより図書館の機能強化を図ります。
- 野外劇場に固定式の膜構造屋根を設置し、全天候型の文化施設として活用を推進します。

施策 2 【ライフステージ等に応じた学習環境の充実】

現 状

- 公民館においては、講座の開催や行事を通じて、地域住民の生涯学習の場としての活動や学校と連携することにより、児童生徒の健全育成事業が行われています。また、職員の

いない公民館においては、地域住民が主体的に利活用し、地域住民の学習機会を提供しています。

- 各種講座・イベント情報や、人材・指導者情報など、県内の生涯学習に関する様々な情報をインターネットで提供しています。
- 牟岐少年自然の家において、子どもの健全な育成を図るため、小・中学校に自然体験・集団宿泊体験の機会を提供しています。
- 各種団体の指導者養成や地域のリーダー育成により活動の促進・充実を図るため、活動に必要な知識・技能を養う研修機会を提供しています。

課題

- 社会教育の中核となる公民館職員が減少する中で、個々の資質向上が重要となってきます。
- 公民館をはじめとした社会教育施設が、地域の学習情報の発信基地として、役割を果たす必要があります。
- 公民館同士をはじめ、社会教育施設間の連携や各種団体との連携を深める必要があります。
- 一人一人の学習活動が、健康で豊かな生活を営み、生きがいのある充実した人生となるように、学びの機会を「いつでも」「どこでも」提供していく必要があります。
- 青少年体験活動施設である牟岐少年自然の家は、少子化に対応するため、活用方法に工夫が必要です。
- 開催した各種講座やイベントの点検評価を行い、さらに充実したものとする必要があります。

今後の取組

- 公民館職員を対象とした研修会等の内容を充実したものとし、公民館職員の意識やスキルの向上を図ります。
- 社会教育施設間の連携体制を確立し、社会教育施設を拠点とした地域住民がいつでも、どこでも学べる地域づくりを推進します。
- 生涯学習への県民の多様なニーズに対して、ワンストップサービスで対応できるように、情報収集に努め、積極的な情報発信を行い学びの機会を提供します。
- 牟岐少年自然の家を体験活動の拠点として、地域の自然や文化活動を活かした自然体験、交流体験、食育等を実施し、幅広く利用促進に努めます。
- 各種団体や地域の活動の促進・充実を図るため、ニーズに合った研修会を計画します。

3 郷土とくしまから学ぶ機会の充実

子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動において、文化の森総合公園各館が保有する資料の活用を図るとともに、学芸員等専門職員の講師派遣をより一層進めます。

学校において、児童生徒が身近にある伝統文化や文化財に触れ、学ぶことができるよう、学

習機会の充実に努めるとともに、保存団体による伝統文化・文化財の継承と活用の取組が活発になるようにします。

施策 1 【郷土とくしまに気づき学ぶ機会の充実】

現 状

- 文化の森総合公園各館では、徳島の自然や歴史・文化についての資料や、徳島の歴史を語る公文書・古文書・写真、また徳島ゆかりの画家・彫刻家等の美術作品等の資料を収集・保存しています。所蔵する資料の展示や、資料の貸出、学芸員の出前授業等の普及教育活動により、郷土とくしまについて学ぶ機会を提供しています。
- 平成22年11月には、文化の森総合公園に「鳥居龍蔵記念博物館」を移転整備し、本県が生んだ偉大な人類学、考古学、民族学の先覚者である鳥居龍蔵博士の遺した貴重な資料を保存・展示し、その功績を広く紹介しています。

課 題

- 博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の保有する資料を活用し、学校等での郷土の学習を推進することが求められています。

今後の取組

- 子どもたちが、郷土の自然や歴史・文化に対して理解を深めることができるよう、学校での授業・課外活動での文化の森総合公園の利用を促進するとともに、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館の所蔵する資料の貸出や職員の講師派遣をより一層進めます。
- 子どもたちが自ら博物館の存在意義や徳島の魅力を再発見できるよう、学芸員の仕事を体験したり、「未来の鳥居龍蔵」ともいべき人材の育成を図っていきます。

施策 2 【伝統文化の継承と活用】

現 状

- 多くの学校が、各教科や特別活動等において、保存団体や地域の人材を活用するなどして、阿波おどり・藍染め・人形浄瑠璃・大谷焼など、本県が全国に誇る伝統文化の継承を取り組んでいます。
- 民俗芸能など地域に伝わる文化財についても、各地の保存団体が継承と活用に努めています。
- 県教育委員会では、国の「文化遺産総合活用推進事業」を紹介するなどして、郷土に伝わる伝統文化・文化財の普及、継承者の育成に努めています。

課 題

- 本県が誇る伝統文化・文化財を継承・活用するために、県民がこれらを体験し、学ぶ機会を増やす必要があります。
- 保存団体等と連携し、児童生徒が伝統文化や文化財に触れ、体験できる機会を充実させ、子どもたちに伝えていく必要があります。

今後の取組

- 学校や保存団体による、「阿波人形淨瑠璃」・「藍染め」をはじめとした伝統文化・文化財の継承と活用の取組を支援します。
- 「ふるさと文化人材バンク」を拡充することにより、児童生徒がふるさとの伝統文化や文化財を学び、理解を深めることで、郷土とくしまを誇りに思い、愛する心を育みます。
- 「文化遺産総合活用推進事業」の活用を促すなどして、伝統文化・文化財の普及・継承に努めます。

4 文化遺産を活用した学びの場づくり

県内所在の文化財について基礎調査を行い、文化財の適切な保存・活用を図るとともに、文化財を単体ではなく、「群」として捉え、県民の参加を得ながら総合的に活用することにより、文化財を活かした地域づくりをめざす各地域の取組を支援します。

施策1 【文化財の保存と活用】

現 状

- 本県には、国指定・選定文化財100件、県指定文化財337件等の文化財があり、それぞれ適切に保存・活用されています。
- 県教育委員会は国・市町村と連携し、新たな指定に向けて調査等にあたるとともに、貴重な文化財を後世に残すため、保存修理や整備を進めています。
- 貴重な文化財を災害から守るため、県教育委員会は「文化財災害対応マニュアル」を策定し、「文化財津波浸水予測図」、「文化財防災カルテ」を作成しました。
- 環境整備やボランティアガイドなど、住民の手で文化財を守り、活用しようという動きが広まっています。
- 国においても、地域に存在する文化財を、指定・未指定を問わず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方策を進めています。

課 題

- 未指定文化財の中でも、重要なものは調査を進める必要があります。
- 国・県・市町村、所有者が協力して、文化財の保存修理、整備を計画的に進める必要があります。
- 重要文化財の公開や地域の文化財めぐりなどの文化財の活用は、行政だけでなく、幅広い住民参加により進める必要があります。

今後の取組

- 県教育委員会が全県的な基礎調査、市町村が詳細調査を担当するなど役割分担をして、文化財の新指定を進めています。
- 国・市町村との連携を密にし、文化財の保存修理及び整備を進めます。
- 「文化財災害対応マニュアル」「文化財津波浸水予測図」を活用し、市町村・文化財所

有者への注意喚起を図ります。また、それぞれの文化財の状況に応じた防災対策を進めていきます。

- 埋蔵文化財を含む文化財の総合的な活用を推進します。その際、埋蔵文化財総合センターを拠点に文化財のデジタルコンテンツ化をはじめとした情報発信に努めることにより、住民参加による活用を図り、文化財を活かした地域づくりを進めます。

施策 2 【いにしえ夢街道^{*1}】

現 状

- 近年、新たな史跡指定が相次ぎ、活用への期待が高まっていますが、本県は全国的に見ると、史跡の指定件数が少ない状況にあります。そこで、指定候補物件について調査を進め、地元との調整を行っています。
- 平成 18 年度から、国指定史跡や周辺の文化財をつなぎ合わせて、各市町村と連携しながら、文化財を活かした地域づくりを進めてきました。この結果、国指定史跡を中心とする 8箇所の文化財活用ゾーンを設定することができました。8箇所の活用ゾーンにおける取組や、各ゾーン間の連携を促進する取組を支援しています。
- 県域全体にわたる史跡・埋蔵文化財の保存・活用に向けての、情報の発信が求められています。

課 題

- 活用の核となる史跡の整備事業に対する支援の継続と、保存目的の発掘調査に基づく史跡指定を積極的に推進する必要があります。
- 既設 8 ゾーンについては、各ゾーンで主体的な活動を促すための方策に取り組む必要があります。
- 既存 8 ゾーン間の連携を促進する取組を推進する必要があります。
- 文化財の保護・活用に向けて、県内外への情報の発信を行い、関係諸機関や団体による活用のための広域ネットワークのシステムづくりを進める必要があります。

今後の取組

- 重要遺跡の確認調査を行い、新たな指定・選定を推進するとともに、埋蔵文化財の適切な保存と保護・活用を図ります。
- 広報等で情報発信し、「いにしえ夢街道構想」の一層の周知を図ることにより、地元の文化財に関心を持ち、県民が「ふるさと徳島の歴史を再発見し、郷土を愛する心の育成を図る」ため、県民が参加・参画できるような取組をめざします。
- 県内における埋蔵文化財保護の拠点である埋蔵文化財総合センターの、文化財情報発信機能を強化していきます。また、「いにしえ夢街道実施計画」に基づき、県内各地をつなぐ情報システムを構築するとともに、活用価値を高め、文化財を活かした地域づくりを支

*1 いにしえ夢街道：県内の史跡・文化財の総合的な活用を図ることで、県民の郷土を愛する心を育み、ひいては県域全体の活性化につなげていこうとする構想の名称。現在、県内に 8 つの活用ゾーンを設定している。現在設定している「8 ゾーン」は、「室町ロマンから藩政へのみち（藍住町・徳島市）」、「古代政治のみち（徳島市・石井町）」、「古墳から寺院への道（美馬市）」、「古代王権への道（鳴門市・板野町）」、「山寺へのみち（勝浦町・阿南市）」、「丹田古墳の世界（東みよし町）」、「海上のみち（牟岐町・海陽町）」、「ソラのみち（三好市）」。

援します。

施策3 【ユネスコ「世界の記憶」への登録】(新規施策)

現 状

- 鳴門市ドイツ館、県立文書館等が所蔵する「板東俘虜収容所関係資料」について、県教育委員会と鳴門市が協力し、ユネスコ「世界の記憶」への申請書作成を進めています。また、ニーダーザクセン州との共同申請に向け、調整を進めています。

課 題

- 「板東俘虜収容所」は鳴門市ドイツ館の展示や小説、映画等で紹介されています。しかし、その歴史や、ユネスコ「世界の記憶」登録を目指す取組について、十分に知られているとは言えません。

今後の取組

- ユネスコ「世界の記憶」登録を進めるため、学校への出張授業や巡回展示等によって県民の皆様に「板東俘虜収容所」の歴史を知りながらともに、絵画コンクールやキャラクチフレーズ募集を実施し、自ら発信することにより、県民全体での登録に向けて、気運醸成を図ります。

5 学び続ける場と機会の充実

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざし、これまでの学習成果を指導者や教育支援者としての活動につなげることにより、さらなる生涯学習意欲の増進を進めます。

施策1 【各種団体の活性化・人材育成】

現 状

- 平成24・25年度に養成した「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」をサポートしています。
- 各種社会教育団体及び、社会教育団体相互の連携等により、子どもの健全育成を推進するとともに、子どもの体験活動などが進められています。
- 平成4年から県内の教職員を対象に社会教育主事^{*1}の養成を行っており、養成した社会教育主事は、地域の社会教育活動に対する指導・助言に加え、社会教育事業に関する企画・立案等を行うなど、社会教育行政の中心的な役割を果たしています。(平成28年度までの養成人数: 230名)

*1 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な立場から助言と指導を行う者。

課題

- 南海トラフの巨大地震に備えるためには、学校防災と地域防災との連携が必要です。地域防災を進める各種団体との連携とともに、学校と地域団体とをつなぐ人材が求められています。
- 社会教育団体を活性化することにより、子どものさらなる学びや体験活動の充実を図る必要があります。
- 教育委員会における社会教育行政を推進するため、計画的に社会教育主事を養成する必要があります。また、社会教育主事としての専門性の向上等を図るなど、資質の向上も必要となっています。

今後の取組

- 各種講座で学んだ学習成果を活かし、地域の絆のもと地域の教育力の向上を図ります。
- 社会教育団体の活性化を図るため、社会教育団体との連携、社会教育団体の研修の充実に努めます。
- 社会教育主事及び生涯学習・社会教育関係職員を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ります。

施策2 【学習成果を社会に還元する機会の充実】

現状

- 県立総合大学校では、講師等として地域社会に貢献する意欲を持ち、認定試験に合格した方を「とくしま学博士」として認定しています。
- 地域における生涯学習のリーダーを育成し、家庭・地域の教育力を再生するために「女性のためのスキルアップ講座（女性地域教育推進者養成講座）」、「わくわく家庭教育づくりプログラム事業『孫育て楽しみ隊講座』（家庭教育支援者養成講座）」、「『父親力』ルネサンス推進講座」（家庭・地域教育推進者養成講座）」等を開催し、各種講座の受講者や修了者に、「生涯学習情報システム」の人材・指導者情報（「まなびーあ人材バンク」）への新規登録を呼びかけ、学習成果を社会で発揮できる機会を提供しています。
- 学校、家庭、地域連携支援スペシャリストをサポートし、地域教育力の向上と地域の人材活用を進めています。
- 各種講座・イベント情報や、人材・指導者情報など、県内の生涯学習に関する様々な情報をインターネットで提供しています。

課題

- 地域には優れた知識と技能をもつ人材が多数いるため、その方々が力を発揮できる機会と場所を創出していく必要があります。
- 一人一人の学習活動が、健康で豊かな生活を営み、生きがいのある充実した人生となるように、学びの機会を「いつでも」「どこでも」提供していく必要があります。

今後の取組

- 市町村と連携を図りながら、地域の人材を「生涯学習情報システム」の人材・指導者情

報（「まなびーあ人材バンク」）に新規登録してもらい、講師や指導者として活躍できる機会を創出します。

- これまでの学習成果を学校の教育支援につなげ、「地域ぐるみの学校支援事業」や「放課後子供教室推進事業」を推進していきます。
- 生涯学習への県民の多様なニーズに対して、ワンストップサービスで対応できるように、情報収集に努め、積極的な情報発信を行い学びの機会を提供します。

6 生涯スポーツの振興

生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」ことだけでなく、「観る」「支える」ことも含めた様々な方向からスポーツへの参画を促進するとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、市町村やスポーツ関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、効果的な事業を展開します。

施策1 【生涯スポーツの充実】

現 状

- 本県の総合型地域スポーツクラブは平成29年1月時点で、22市町村に35クラブが活動しております、育成率は91.7%と全国平均（80.8%）よりも高くなっています。また、県内で約9,300人がクラブに加入し、それぞれの地域でスポーツ活動や健康づくりに取り組んでいます。
- 成人の週1回のスポーツ実施率65%をめざし、総合型地域スポーツクラブ等においてスポーツ教室やスポーツイベントを実施しています。
- 子どもの体力向上につながる運動やスポーツ活動への取組、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けさせるため、キッズスポーツインストラクターの養成を行っています。

課 題

- 総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核を担う組織に成長するためには、市町村や関係機関・団体等との有機的な連携、多様な運営財源を確保する必要があります。
- より多くの県民のスポーツ参加を促進するため、家族や仲間などと気軽に参加できる運動やスポーツ環境を整備する必要があります。
- スポーツ指導者の登録を行う「とくしまスポーツすだつネット」登録者の増加をめざすとともに、制度の認知度を高め、活用を図る必要があります。

今後の取組

- 総合型地域スポーツクラブと市町村や学校、競技団体などが円滑な連携を図ることでできる体制づくりに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核として公益的な活動に貢献できるよう、NPO法人格の取得を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブにおいて、スポーツ実施率の低い特定の年齢層や性別などを対象にしたスポーツイベントやスポーツ教室を実施し、会員の増加につなげるとともにス

スポーツ実施率の向上をめざします。

- スポーツが日々の暮らしに定着し、だれもがそれぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツイベントなどへの助成や情報発信などを行います。
- 総合型地域スポーツクラブにスポーツ指導者等を派遣し、子どもの体力向上や糖尿病など生活習慣病予防対策等の取組を推進するとともに、スポーツボランティアの養成と活用を図ります。

基本方針 5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

南海トラフ巨大地震等の自然災害、登下校中における交通事故、いじめによる自殺などから、子どもたちの尊い命を守るために取組の重要性が以前にも増して高まっています。

そのため、ハードとソフトの両面から学校施設の耐震化、防災機能の強化を図るとともに、防災教育の充実、通学路の安全確保に地域や関係機関と連携して取り組みます。また、いじめの早期発見や相談支援体制の充実、多発する事件や事故から子どもたちを守るための教育を推進します。

また、子どもたちを育む教育環境が魅力あふれるものであり、かつ、信頼されるものとなるよう教育内容の充実や教職員の資質向上に一層取り組むとともに、それぞれの教育機関における運営体制の充実を図ります。

1 安全・安心なとくしまの学校づくり

県立学校や市町村立学校の耐震化を推進し、児童生徒が、安全・安心に学ぶことのできる教育環境の実現に努めます。さらに県立学校については、中核的な避難所として機能するように、施設・設備の強化・充実を進めます。

児童生徒が、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図るとともに、学校の安全体制を確保するため、防犯・交通安全・防災で関係者と連携して、幼児児童生徒の安全確保を図る取組を支援します。

また、児童生徒一人一人が生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりを推進します。

施策 1 【自然災害から命を守る教育環境の整備】

現 状

- 県立学校、市町村立小・中学校とも、計画的に耐震化事業を実施しており、平成28年4月1日現在の徳島県の耐震化率は、公立高等学校が95.9%（全国33位）、公立小・中学校は99.1%（全国24位）、公立幼稚園は93.4%（全国23位）、特別支援学校は100%（全国1位）となっています。
- 県立学校について、避難所として機能するよう、体育館天井材落下防止対策の実施や屋外LED太陽光照明灯の整備等を行う「県立学校避難所施設強化・充実事業」を、平成28年度末までに、41校において工事着手しています。

課 題

- 県立学校については、耐震化ができていない残り1校の早期の実施が必要となっています。
- 市町村立学校についても、個別事情で耐震化ができていない施設があります。

今後の取組

- 耐震化完了に向けて、残り事業の早期実施に努めています。
- 「県立学校避難所施設強化・充実事業」については、平成30年度末までにすべての県立学校で整備が完了するよう進めています。

施策2 【自然災害等から命を守る教育の推進】

現 状

- 各学校においては、南海トラフの巨大地震等に備え、児童生徒自らが主体的に避難する行動力を身に付けるため、避難訓練を実施するとともに、各学校や地域の実情に応じた防災訓練を実施しています。
- 県教育委員会が作成した「学校防災管理マニュアル」に基づき、防災計画を作成して校内の防災体制を整備するとともに、「防災教育指導資料」等に基づき、教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおける防災に関する学習、地震・津波などを想定した避難訓練などを実施しています。
- 中学校・高等学校「防災クラブ」において、校内外の防災活動や防災ボランティア活動を実施することにより、中高生が防災・減災活動や避難所運営に役立つ知識・技能の習得を図り、地域防災の即戦力及び将来の担い手を育成しています。

課 題

- 地震・津波災害や豪雨・洪水など、地域によって想定される被害に備え、学校や地域の実情に応じた防災教育の実践や防災管理に取り組む必要があります。
- 児童生徒一人一人が、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図る必要があります。
- 教職員の防災教育に対する指導力や災害時における防災対応能力を高めるとともに、災害発生時の初動体制や地域連携について学校の役割を果たしていく必要があります。
- 学校における防災ボランティアの取組を支援するとともに、「防災クラブ」の活動を県内全体に拡げていく必要があります。
- 高校生が防災・減災の専門的な知識・技能を身につけ、地域防災で活躍できるよう継続的に人材を育成する必要があります。

今後の取組

- 地域と連携し、地域の実情を反映した避難訓練等の取組を推進していきます。
- 学校での防災活動を推進し、家庭・地域で生かす防災教育を進めています。
- 防災に関する先進的な取組を各種研修会やホームページ等で広報するとともに、防災に関する研修会の実施や防災センター等の研修会に教職員の積極的な参加を促進します。
- 「防災クラブ」を活動の拠点にして中高生が、地域とつながった防災活動を推進していきます。
- 県立学校において、「防災士」の資格を有する教員の養成を進めます。また、高校生から「防災士」を育成し、地域の関係機関や防災組織との協働を活性化するとともに、地域

防災の強化を進めています。

施策3 【登下校・部活動・体育授業時の安全確保】

現 状

- 子どもの安全が脅かされる事件・事故は、依然として後を絶たず、全国では連れ去り・監禁など事件が凶悪化しています。本県でも平成27年度の不審者情報は380件となり、前年から70件も大幅に増加しています。
- 県内の全小学校区でスクールガードが見守り活動を行っているのをはじめ、県内で14,255名（平成29年1月現在）の学校安全ボランティアが登下校時における児童生徒の安全確保に取り組んでいます。
- 県内における平成27年度中の児童生徒の交通事故は、前年度比42件減の268件と減少傾向が続いているものの、自転車使用中の事故が依然として高い割合を占めています。各学校では、交通安全に必要な知識・技能の習得と交通安全意識の向上をめざして、指導を行うとともに、通学路の安全点検を通して危険箇所に対する対策を実施しています。
- 武道授業での安全な指導に向けて、保健体育科教員を対象とした講習会、外部指導者の派遣を行っています。
- 学校管理下における事故に適切に対応するため、注意を喚起するとともに、講習会等を行っています。

課 題

- スクールガードの高齢化が進んでおり、確保を図る必要があります。
- 学校数の減少により通学路の広域化が進み、安全・安心確保の対策を検討する必要があります。
- 児童生徒の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る必要があります。
- 学校管理下における事故への対応について、講習を受けた教員が、各学校で伝達する必要があるとともに、継続的に注意を促していくことが必要です。

今後の取組

- 学校の安全体制を確保するため、防犯・交通安全・防災の関係機関と連携した取組を行います。
- 登下校時における児童生徒の見守り活動を推進し、市町村と連携して地域住民の積極的な参加を呼びかけていきます。
- 関係機関と連携した交通安全教育の充実を図り、通学路における危険箇所について、学校・教育委員会・警察・道路管理者が連携して対策を講じます。
- 学校管理下における事故については、今後も引き続き注意を喚起するとともに、講習会等を開催します。

施策4 【教育相談体制の充実】

現 状

- いじめ問題の克服に向けた取組を推進するため、平成26年3月に「徳島県いじめの防

止等のための基本的な方針」を策定しました。4月には「いじめ防止対策推進法施行条例」を施行し、関係機関や団体の連携を一層図る「徳島県いじめ問題等対策連絡協議会」、教育委員会の附属機関である「徳島県いじめ問題等対策審議会」を設置しました。審議会には、重大事態に調査を行う「いじめ問題調査部会」と、審議会の内容を受け、具体的ないじめ対策等について調査審議する「いじめ問題等対策検討部会」を設置しています。

- 平成27年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は1,437件、不登校児童生徒数は648人であり、児童生徒のいじめ、不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。その解決を図るため、教職員をはじめ教育に携わるすべての関係者一人一人が、緊急かつ重要な課題として受け止め、早急に対応することが求められています。

課題

- 児童生徒のいじめ問題等を未然防止するとともに、児童生徒のいじめ・不登校等の兆候や変化をいち早く捉え、早期発見や早期解決を図る必要があります。
- インターネットや携帯電話を介してのいじめなどが一定数見られるため、情報モラルの育成が求められています。
- 不登校の対応については、児童生徒一人一人に応じた適切な支援が必要であり、専門家による支援等も重要となります。また、未然防止や早期対応も求められています。
- 問題行動等は、警察等の関係機関との連携を一層密接にした取組が求められています。
- 学校において、児童生徒が不安や悩みについて気軽に相談できる場所の確保と体制の充実が求められています。

今後の取組

- 児童生徒一人一人が安心して生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりや、いじめを許さない学校づくりを推進します。
- 児童生徒が、携帯電話等によって犯罪などのトラブルに巻き込まれ、被害者にも加害者にもなってしまうことが心配されます。児童生徒の被害を防ぐため、携帯電話会社、県警察本部の協力を得て、携帯電話安全教室を実施し、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性、有害環境対策フィルタリングの活用についての理解を深め、児童生徒や学校・家庭・地域を含めた情報モラルの向上に努めます。また、ネット上のいじめやトラブル・犯罪被害について、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- 教育相談体制については、いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置・派遣を継続するとともに、より困難な事例に対しては、スクールプロフェッサー^{*1}の派遣など、外部の専門家等を活用した取組を充実させます。また、24時間対応の電話相談について、学校や家庭に周知し、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整えます。
- 大学等と連携して、自他の命を守るための学習をワークショップ形式で実施します。学習を通じて、対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等を育成する徳島版予

*1 スクールプロフェッサー：本県で、児童生徒の問題行動のうち、学校だけでは解決が困難な事例に対応するための「学校問題解決支援チーム」を構成している高度で専門的な知識を有する医師、大学教授、社会福祉等の専門家を表す言葉として用いている。

防教育の普及を図ります。

- 県警察本部少年サポートセンターと県教育委員会を中心に、児童相談所・青少年育成指導センター等の関係機関が連携し組織した阿波っ子スクールサポートチームにより、問題行動等へ迅速に対応して、学校及び保護者への支援を推進します。
- 県警察本部と県教育委員会が締結した「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」を積極的に活用し、警察と学校とが連携をより密接にすることにより、児童生徒の安全確保や問題行動等の未然防止を図ります。
- 児童生徒の不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の解決を図るため、「徳島県いじめ問題等対策審議会」を開催し、様々な立場からの幅広い意見をいただき、具体的で有効な対策を立案・実施します。

2 社会の変化に対応した魅力ある学校づくり

県民にとって魅力のある教育活動を展開していくための高校再編を進めるとともに、少子化の進行やグローバル化への対応など中長期的な課題に対する調査・研究を行い、社会の変化に対応したこれからの中長期的な高校教育を創造していきます。また、全国に発信できる徳島ならではの取組を行う日本のオンリーワンハイスクールの育成をめざします。

特別支援学校においては、発達障害者総合支援ゾーン内にあるみなど高等学園や併置する盲学校・聾学校など、各特別支援学校が障害に対する専門性を發揮した教育の展開やセンター的機能を発揮した相談支援に取り組みます。

また、少人数学級編制や少人数指導等の実施に必要な教員の配置を行い、児童生徒に対するきめ細かな指導体制を整備します。

施策 1 【新たな高校教育の創造】

現 状

- 学力格差の拡大や教育に対するニーズの多様化、社会のグローバル化への対応など高校教育を取り巻く環境は大きく変化をしています。また、県内においても少子化の進行が顕著となっており、平成7年度には3万人を超えていた高等学校の生徒数が平成26年度には2万人を下回り、今後も県内高等学校の生徒数は減少していくと予想されています。
- これまでに活力と魅力ある学校づくりをめざして、平成21年4月に総合型専門高校として「徳島科学技術高等学校」を開校し、平成18年に策定した「高校再編方針」に基づき、平成24年4月に「鳴門渦潮高等学校」と「吉野川高等学校」を開校しました。また、貞光工業高等学校と美馬商業高等学校を再編統合した「つるぎ高等学校」が平成26年4月に開校しました。
- 鳴門渦潮高等学校にスポーツ科学科、池田高等学校に探究科を設置するなど、生徒の多様なニーズや社会の変化に対応する学科再編や新学科の設置も実施しています。
- 「阿南市」地域では、平成27年12月に「阿南工業高校・新野高校の再編統合に係る計画」を策定しました。今後、平成30年4月の再編統合に向けた準備を進めています。
- 「三好市・東みよし町」地域では、平成25年3月に「池田高校・辻高校・三好高校の再編統合に係る計画」を策定し、平成29年4月の再編統合に向けて準備を進めています。

- 平成22年4月には「富岡東中学校」を開校し、併設型中高一貫教育校を全県に展開し、6年間をとおした計画的・継続的な教育活動を展開しています。

課題

- 高校再編計画を策定した地域では、その計画に基づき、教育環境の整備、教育課程の編成等の検討を進める必要があります。
- 進行する少子化や社会情勢の変化による様々な教育課題に対応し、高校教育において魅力ある豊かな学びを創出する方策について検討する必要があります。
- 科学技術の進展とともに従来の産業分類を越えた複合的な産業の発達に対応するため、専門教育において、新しい産業を創出することに優れた次代を担う人材を育成する必要があります。
- 少子・高齢化が進む中山間地域では、若者が安心して地域で就労し、心豊かに生活できる環境を確保するため、地域の活性化につながる学校づくりを進める必要があります。

今後の取組

- 各高等学校が将来にわたり多様な教育や部活動を実施し、活力と魅力ある教育活動を開いていくため、引き続き高校再編を進めます。
- 少子化等の中長期的な教育課題に対応した、これから県立高校の在り方について検討を進めます。
- 新しい産業を創出できる人材を育成するため、農工商連携による6次産業化に対応した実践的な教育に取り組みます。
- 徳島の中山間地域を活性化していく人材を育成するため、地域の森林資源に恵まれた高校において、林業に関する教育の充実に取り組みます。

施策2 【特色ある学校づくり】

現状

- スーパーオンリーワンハイスクール実施校は、各校の先進的な体験活動や研究活動を通して、特色ある教育活動のレベルアップとグローバル人材の育成を図るため、全国そして世界を目指した徳島ならではの学校独自の企画による特色ある教育活動を実践します。また各実施校は、学校のホームページや新聞等のメディアを活用した情報発信にも積極的に取り組むとともに、生徒活動発表会（展示及びプレゼンテーション）を開催し、普及活動に努めています。
- 「NIPPON」探究スクール事業実施校は、指定期間の2年間にわたり、明治から昭和における歴史を紐解き、それぞれの時代における世界の中の「NIPPON」や、日本の中の徳島の政治や経済、あるいは外交がどのようなものであったのかについて探究する取組を進めました。また、取組状況について、学校のホームページや新聞等のメディアを活用した情報発信や、生徒活動発表会（展示及びプレゼンテーション）にも積極的に取り組むなど、広報活動に努めています。
- 「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、「自立した消費者」の育成に向けて、幼・小・中・高の各発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育を実践校により展開し、広

報に努めています。また、人や社会・環境に配慮した新たな消費スタイルとして注目されている「エシカル消費」に先進的に取り組む学校を指定し、その成果等についても普及をしています。

- 盲学校・聾学校は、両校を併置する形で移転改築し、平成26年4月に、徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校と名称変更し、特別支援教育の新たな拠点として開校しました。

課題

- スーパーオンリーワンハイスクール事業は、平成25年度からの継続事業であり、2年間の成果を生かした新たな展開をめざす必要があります。
- 「NIPPON」探究スクール事業は、明治から昭和における政治・外交・経済を探究する平成25年度から今までの取組の成果を活用して、日本人としてのアイデンティティを育成し、併せて生徒自身が「公共」について考える機会を設ける取組を継続していくことが必要です。
- 学校における効果的な消費者教育の推進では、多様な主体と連携した取組を進めるとともに、各教科・領域における取組を消費生活の視点から見直すことが重要であり、複数の教科間連携による取組や総合的な学習の時間を活用して展開する必要があります。
- 徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校は、併置のメリットを活かした教育について、具体的な計画を進めて実践するとともに、視覚障がい・聴覚障がい教育の拠点校として、センター的機能の充実に努める必要があります。

今後の取組

- 大学や企業および研究機関との連携を強化させることで、全県的な特色ある教育活動のレベルアップを図り、全国に発信できる徳島ならではの取組を行う日本のオンリーワンハイスクールをめざします。
- 世界の中の我が国と徳島の歴史を紐解きながら、我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度と心を育成するとした「NIPPON」探究スクール事業の趣旨を踏まえ、生徒自身が「公共」について考える機会づくりに取り組みます。
- 自らの消費行動が人や社会・環境に与える影響について理解し、持続可能な社会の実現に向けて、他者と協働して行動することができる力を育成するために、関係部局との連携を強化した「徳島ならでは」の社会を創る消費者教育に取り組みます。
- 徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校においては、それぞれの障がいに応じた教育を行うとともに、重度・重複化に対応した指導や地域の学校への相談支援など、両校の持つ専門性を活かした取組を進めます。

施策3 【きめ細かな指導体制の整備】

現状

- 子どもたちが、生き生きとした学校生活の中で、確かな学力を身に付け、心豊かに成長していくためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細かな指導を推進していくことが必要です。
- これまで35人を上限とする少人数学級の編制対象の拡大を進めた結果、平成26年度

までに、小学校全学年及び中学校 1 年の各学年で少人数学級を実施しています。

- 平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き中学校 2 学年の全ての少人数学級編制の対象学校と、3 学年の少人数学級編制対象校のうち、少人数学級を希望する学校を研究校に指定することで、少人数学級の効果を検証しています。
- 小学校段階から専門性の高い教育を推進するため、平成 28 年度には、「理科」「英語」「音楽」の各教科について、計 13 名の専科教員^{*1}を配置しています。
- 人口減少に伴い少子化が進む中、小規模化する学校をコストをかけずに存続させ、かつ教育の質を保障するという「新しい小中一貫教育（徳島モデル^{*2}）」に取り組んでいます。

課題

- 学習指導要領の円滑な実施やいじめ・不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑多様化する中、子どもたちが、これまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、学習と生活の両面にわたるきめ細かな指導を推進していくことが求められています。
- 平成 25 年度から取り組んでいる「徳島モデル」については、これまでの成果を生かしながら、学校間の連携のための時間確保や 9 年間を見通したカリキュラム開発などの課題に取り組んでいく必要があります。

今後の取組

- 35 人を上限とする少人数学級の編制の成果と課題を検証するとともに、少人数指導やティームティーチング指導^{*3}に対応するための教員配置を行います。
- 専門性の高い教育を推進するため、小学校への「理科」「英語」等の専科教員の配置を拡充します。
- 児童生徒の実態や学校の実情に応じた教育を展開するため、退職教員や社会人等の人材登録制度等を活用して、学力向上等の支援を行います。
- I C T を活用し、小中連携の取組や小学校間の合同授業などを実施することにより小規模校における課題解決に取り組みます。

施策 4 【地方と都市の学校を結ぶ新たな教育環境の創造】（新規施策）

現状

- 近年、少子化の進行は著しく、地方と都市の双方において学校の小規模化による活力の低下が顕在化するとともに、児童生徒数の減少に伴い、今後、学校の休校・廃校及び再編統合が進んでいくものと考えられます。
- 一方では夏季や週末を地方で過ごすなど多様なライフスタイルが増え、地方と都市の交流人口が拡大しています。また、東京に本社のある企業が本県の神山町や美波町などにサ

*1 専科教員：原則として学級担任が全ての教科を担当している小学校において、理科・書写・体育・図画工作・音楽・家庭など特定の教科を担任する教員のこと。

*2 「徳島モデル」：複数の小学校と中学校が連携して取り組む分散型小中一貫教育（チェーンスクール）と同一敷地内に併設されている保育所や社会教育施設と連携して取り組む一体型小中一貫教育（パッケージスクール）のこと。

*3 ティームティーチング指導：複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。

テライトオフィスを開設し、都市（本社）と地方（サテライトオフィス）を行き来する新しい働き方が増えています。

- サテライトオフィス勤務者から、「私は地方のよさも都会のよさも体験できるが、子どもにはその機会がない。サテライトオフィス開設でも、子どもの教育の部分に対応できないと難しい。この状態を解決できないだろうか。」という相談がありました。そこで、地方と都市の双方の立場から見た多面的な考え方のできる人材を育成するために、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を展開する「新しい学校のかたち」の創設を目指した「デュアルスクール」の取組を始めました。
- 平成28年10月に実施したモデル試行では、東京本社で働く保護者のサテライトワークにあわせて、その期間、児童が地元小学校で学習できるよう、転校手続を行いました。その際、双方の教育委員会間で協議を行い、住民票を異動させない「区域外就学」で対応したため、保護者の事務手續は簡素化できました。

課題

- 現行の学校制度では、都市と地方、双方の学校に二重に学籍を置く事は認められていません。都市の小中学校に通っている児童生徒が、地方の小中学校との行き来をする場合、その都度転校手續が必要となります。
- 住民票を異動させない「区域外就学」で対応する事で、保護者の負担は軽減されますが、個別事例ごとに、双方の市区町村教育委員会の協議による承認が必要となるため、合意が得られない場合は実施できません。また、学校間移動の度に双方の学校で行う煩雑な転校事務が必要となります。今後さらに事務手續の簡素化について工夫改善する必要があります。

今後の取組

- 「区域外就学」を認める市区町村教育委員会間でモデル事例を積み上げ、効果・課題検証を進めていきます。
- 本来必要な転校手續を簡素化し、地方と都市の2つの学校の行き来が可能となる「新しい学校のかたち」を制度化するため、モデルを構築し国へ政策提言していきます。

3 私立学校の振興

多様な教育サービスの選択肢を提供するため、私立学校の健全な運営や魅力ある学校づくりを支援し、公立学校との適切な連携・機能分担を進めます。

施策1 【私立学校の健全運営と魅力ある学校づくり】

現状

- 公教育の一翼を担う私立学校は、それぞれ「建学の精神」に基づく独自の教育を通じ、県民に多様な教育サービスの選択肢を提供するとともに、グローバル社会など時代の要請に応える多様な人材の育成に大きく貢献しており、私立学校の存在そのものが、地域の活

力につながっています。

- それぞれの私立学校では、コミュニケーションを重視した幼児期からの英語教育、難関大学への進学に重点を置いた指導、優れた指導者の採用と有望な県外生徒の獲得によるスポーツ競技力の向上等、多様なニーズに対応するための特色ある教育を実践しています。
- 本県の私立学校在籍生徒等の割合は、高等学校では、全国平均~~31.6%~~に対し~~4.4%~~(平成~~28~~年5月時点)であるなど、全国平均を大きく下回っています。

課題

- 少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少等により、私立学校の経営環境は厳しさを増しています。こうした中、私立学校が独自性を発揮し、県民の多様なニーズに応える教育機会を提供するためには、児童・生徒等の確保をはじめ、私立学校の経営を安定させるとともに、保護者負担の軽減を図る的確な支援が求められています。
- 少子化の進展、経済情勢が悪化する中、それぞれの私立学校が選ばれるためには、社会の変化や県民のニーズに合わせた、さらなる魅力ある学校づくりを進める必要があります。
- 引き続き、県内私立学校の特色、校風等についての情報を積極的に発信し、各学校はもとより、本県私立学校教育の認知度を高めていく必要があります。

今後の取組

- 私立学校の教育条件の維持・向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校教育にかかる経常的経費への助成を行い、私立学校経営の健全性の向上を支援します。
- 経済的理由により就学が困難な私立高校生等の負担を軽減し、教育機会の均等を確保するため、就学支援金及び奨学のための給付金を支給するとともに、授業料の軽減を行う私立高等学校等を支援します。
- 難関大学等への進学やスポーツ・文化活動等の推進など、魅力ある学校づくりの取組を支援するとともに、私立学校ならではの一層の特色づくり、預かり保育などの子育て支援の充実について、積極的に努力する学校を支援し、進学に伴う県外流出の抑止等を図ります。

施策2 【公私立高等学校間の連携・機能分担】

現状

- 私立高等学校は、「建学の精神」に基づき、独自の教育を行っており、公私立高等学校全体で教育の多様な選択肢を提供しています。
- 県内トップクラスの大学進学実績を残すなど、学力を伸ばす教育のほかにも、豊かな人間教育、生徒の個性を伸ばすスポーツ教育など、きめ細やかな指導が行われており、本県学校教育における私立学校の役割とともに、県民からの期待も高まっています。
- 徳島県の教育力の向上、スポーツ競技力の向上、文化振興など、全県的な取組が必要な分野について、公私立学校間の連携が十分とは言えない状況もあります。

課題

- 今後の生徒減少、さらには県財政が厳しい中、本県教育の一層の充実振興を図るには、

公私立学校の現状や将来方針について相互認識を深めることにより、公私立学校間の機能分担や連携を強化するとともに、中長期的視野に立った教育振興施策が必要です。

今後の取組

- 公私立高等学校連絡協議会において、公私立学校間での情報共有や意見交換を活性化するとともに、公私立高校教育に関する諸問題について協議し、県内高校教育の充実、振興を図ります。
- 公立学校教職員を対象とする研修への私立学校教職員の参加など、教職員研修等人材育成面の連携を促進し、教育水準の向上を図ります。
- スポーツ施設設備や優秀な指導者などの物的・人的資源を有効に活用できるよう、学校間の連携を促進し、県全体のスポーツ競技力の向上等を図ります。

4 希望に導く教職員の育成

これからの中等教育を担う教職員には、教職に対する強い使命感や高い倫理観はもとより、探究力や教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、さらには、豊かな人間性や社会性等の総合的な人間力が求められています。そのために、教員採用選考審査の改善により、より優秀な人材の確保を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援するなど、教職員の資質能力向上に向けた仕組みづくりや研修の充実に努めます。

また、メンタルヘルス対策や健康管理対策等を行い、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を存分に発揮できるよう支援策を推進します。

施策 1 【優秀な教員の確保】

現 状

- 優秀な人材を確保するという観点から、教員採用審査においては、筆記審査のほか、実技、面接、模擬授業等といった多様な試験を実施し、教員にとって必要とされる専門知識に加え、教職に対する使命感や意欲、豊かな人間性や実践的な指導力等を総合的に評価しています。特に、面接においては、集団面接と個人面接の実施や民間面接官の導入など、多角的に人物評価を行っています。
- 高度な専門的知識や技能を有する社会人を教員に採用するとともに、学校体育・スポーツの充実や競技力向上を図るために、特別選考を導入しています。

課 題

- いじめや不登校への対応、キャリア教育やICTを活用した教育の推進、グローバル人材育成やスポーツ競技力向上など、学校が抱える諸課題に対応するため、高い資質や能力に加え、優れた人間性を備えた教員を、多様な分野から確保する必要があります。

今後の取組

- 教員採用選考審査の結果を検証し、他県における取組等を勘案しつつ、よりよい人材を

確保できるよう、特別選考の在り方や審査方法の改善を図ります。

- 教員養成系の大学を中心に、県内大学はもちろん、近県の大学を訪問するなど、積極的な広報活動に努め、優秀な人材の確保を図ります。

施策2 【教員の資質能力向上】

現 状

- 教職員の資質向上に向けて、自主研修を奨励するとともに、校内研修（OJT^{*1}）を充実するため、指導主事等による学校訪問や各種資料の提供を行っています。
- 県教育委員会が主催する研修においては、教職員のライフステージに合わせ、経験年数や役職等に応じて実施する研修のほか、今日的な教育課題や教科指導等に対する知識技能の習得を目的とする研修など、総合教育センターを中心に多種多様な研修を実施しています。
- 教育に関する視野を広げ、教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力を習得するため、教職大学院や国の研修センターのほか、海外の教育施設や社会体験のための各種施設などに長期派遣を行っています。
- 指導が不適切である教員に対して、指導改善研修を実施しています。
- 教職員の資質能力開発や学校組織の活性化をめざして教職員の育成・評価システムを実施しています。
- 平成21年度にコンプライアンス^{*2}推進室を設置し、県教育長を本部長とする推進本部体制を確立し、各所属では、コンプライアンス推進員を中心に研修計画を立て、コンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。
- 「コンプライアンスハンドブック」「ケース集」等の研修・啓発用ツールを作成・配布するとともに、Web上に「コンプライアンス研修のページ」を開設し、コンプライアンス意識の高揚を図っています。

課 題

- いじめや不登校への対応、キャリア教育やICTを活用した教育の推進、グローバル人材育成やスポーツ競技力の向上、学校組織の活性化などといった学校が抱える諸課題に対応するため、教員の資質能力向上が求められています。
- 特別支援学校の教員及び特別支援学級担任等は、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるための専門性をさらに向上させる必要があります。
- コンプライアンスの取組に緊張感を持った新たな取組が必要となっています。
- 不祥事から教訓を引き出し、教材化することが必要となっています。

今後の取組

- 本計画で推進する施策の実現や社会の急激な変化に伴い複雑高度化する諸課題へ対応す

*1 OJT : on-the-job trainingの略。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

*2 コンプライアンス：一般的には「法令遵守」と訳されるが、法令や規則だけにとどまらず、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守すること。

るため、必要とされる知識技能の習得とともに豊かな人間性や社会性等といった総合的な人間力を高める研修等の充実を図ります。

- 特別支援学校に勤務する教員及び特別支援学級担任等の教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図ります。
- これまでの取組を拡充させ、全教職員の「コンプライアンス意識」の更なる高揚を図るための多様な研修を行います。
- コンプライアンス推進室から講師を派遣して各所属におけるコンプライアンス研修の充実を図ります。

施策3 【メンタルヘルス・健康維持】

現 状

- うつ病やストレス関連疾患が原因の休職者について、文部科学省の調査では、教職員の平成27年度の精神疾患による病気休職者は5,009人（病気休職者全体の63.0%）であり、平成14年度と比べると約2倍の高水準となっています。本県においても、平成27年度の病気休職者のうち、精神疾患による休職者数が39人（同52.7%）となるなど深刻な状況にあります。このような中で、メンタルヘルス対策の充実が一層必要となっています。
- メンタルヘルス対策では、専門家のアドバイスが受けられる教職員相談事業や各学校での研修に専門相談員及び保健師を講師として派遣する出前講座を実施するとともに、メンタルヘルス不調に至った教職員に対し、早期かつ適切に対応できる管理監督者を養成する管理者支援講座や公立学校共済組合との共催によるセルフマネージメントセミナー等を開催し、心身ともに充実した健康状態をめざすための施策を実施しています。さらに改正労働安全衛生法により、平成28年度から教職員へのストレスチェック（心理的負担の検査、面接指導、集団分析）を実施することで、個人への気づきを促し、職場の環境改善につなげています。また、復職への支援として「職務復帰プログラム」の実施のほか、職場復帰後のメンタル不調の再発を防止するために臨床心理士を派遣し、面談を行う教職員職場復帰支援事業を実施するなど、具体的な対応を行っています。
- 健康管理対策については、教職員の健康診断等実施により、健康状況の把握や生活習慣病等の早期発見に努めるとともに、平成20年度から制度化された特定健康診査^{*1}及び特定保健指導^{*2}に積極的に対応し、公立学校共済組合等関係機関と連携し、教職員の健康の保持増進を図っています。

課 題

- メンタルヘルス不調の予防として気軽にカウンセリング等ができる体制の周知を引き続き図るとともに、職場復帰した教員のメンタルヘルス不調の再発防止及び管理職員が適切に支援できる環境を整えるための、具体的な支援を実施する必要があります。
- 生活習慣病予防として、特定健康診査、特定保健指導及び教職員健康管理支援事業の積

*1 特定健康診査：医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。

*2 特定保健指導：医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）その必要度に応じて実施する、「情報提供」・「動機付け支援」・「積極的支援」の保健指導。

極的活用を推進し、職場単位での健康意識向上に努める必要があります。

今後の取組

- 教職員が安心して教育活動に専念しその能力を存分に発揮できるよう、健康診断やストレスチェック等により健康状態の自己管理に努めるとともに、メンタルヘルスについての知識やストレスへの対処行動を身につける実践的な研修の充実に努めます。また、職場不適応状態に陥った教職員が、早期に必要なケアを受けることができるよう、専門機関と連携し、多様な相談窓口を利活用するとともに、各種施策について継続的な広報活動により利用促進を図ります。
- 「教職員健康管理支援事業」の拡充を図り、生活習慣病予防の出前講座の積極的な実施や共済組合等との協働により、様々な機会をとらえ、特定健康診査及び特定保健指導の受診勧奨に努めます。

5 教育機関の運営体制の充実

教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を増加させるために、ＩＣＴを活用した校務の情報化に取り組みます。

徳島県教育振興計画を着実に実施していくために、外部有識者委員からなる徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、教育振興計画の進捗状況について、点検・評価を実施し、県議会に報告するとともに、毎年度末に、次年度に向けた事業内容や達成目標等について検討を行い、計画の改善見直しを実施します。

施策1 【校務の情報化】

現 状

- 教育課題は多様化の一途にあり、これに伴い、教職員の校務負担も増大を続けているため、校務支援のためのシステムの導入など学校の情報化を推進することにより、教職員の校務負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間等を増加させる必要があります。

課 題

- 校務の多忙化等により、教職員の授業研究、教材作成等の時間が十分に確保できていない現状があります。

今後の取組

- 校務支援システムの導入などにより、教職員の校務負担の軽減を図り、児童生徒一人一人の状況に応じた指導ができる環境を整えます。

施策2 【徳島県教育振興計画の進行管理】

現 状

- 徳島県教育振興計画を進行管理することにより、今日的な教育課題に対応し、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果し、学校をはじめとした教育機関の活動のみなら

ず、教育委員会の事務の管理・執行状況について見直しを図っています。

- 教育振興計画の事業内容や達成目標等の改善・見直しを実施しています。また、徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、外部学識経験者が前年度分の教育振興計画の進捗状況等について点検・評価しています。

課題

- 毎年度、教育振興計画の改善・見直しを図っていますが、「計画・実行・評価・改善」の4段階で業務を継続的に改善する「P D C Aサイクル」による見直しを、より積極的に実施する必要があります。また同様に、教育委員会の活動を点検・評価することにより、本県教育行政の各種施策の効果的・効率的推進や組織運営の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 点検・評価及び改善・見直しを行うにあたっては、学識経験者の知見を活用し、次年度以降の施策の改善に努めます。
- 点検・評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、県のホームページを通じて、分かり易く公表します。